

公益財団法人山梨県臓器移植推進財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は公益財団法人山梨県臓器移植推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県中央市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器）移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、腎臓機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動
- (2) 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植希望登録者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助を行う。
- (3) 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらか

じめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上18名以内を置く。

- 2 評議員の互選により評議員長を置く。
- 3 評議員長の任期は評議員の資格喪失と同時に辞任する。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）または業務を執行する社員である者
 - 二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終決の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が選任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。
- 3 評議員長が欠けた場合には、評議員の中から互選より選定する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任及び解任
- （2）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- （3）定款の変更
- （4）残余財産の処分
- （5）基本財産の処分又は除外の承認
- （6）その他評議員会で決議するものとしては法令又はこの定款で定められた事

項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項その他必要事項を記載した書面をもって通知が発せられなければならない。

2 前項にかかわらず、代表理事は、招集通知について、書面による通知の发出に代えて、法令の定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

3 前 2 項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから、その評議員会において選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 5 名以上 18 名以内
(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち理事の互選により 1 名を理事長、2 名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員の選任要件)

第 23 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものにする定時評議員会の終決の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、3名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 事務局長及び事務局員については理事会の承認を得て、理事長が選任する。事務局は、主たる事務所に設置する。

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第37条 理事、監事が理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人の趣旨に賛同した個人又は団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、理事会で別に定める賛助会員規程に基づき賛助会費を納入するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の特別決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又

は国若くは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長、副理事長は下記の者とする。

理事長小林修、副理事長古屋博敏、副理事長土橋亨

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

宮島雅展、志村学、渡辺和廣、松田兼一、山下晴夫、松田潔
田辺信明、井上利男、飯田良直、原口和貴、小尾武、
山田栄一、村松靖倩、齋藤一三

別表 基本財産（公益事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

投資有価証券等	金 35, 200, 000円
甲府信用金庫 玉穂支店（定期預金）	金 425, 126円
合 計	金 35, 625, 126円